

平成21年第1回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	平成21年3月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年3月17日	9時30分	副議長	池田	実
及び宣告	散会	平成21年3月17日	11時48分	副議長	池田	実
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名 欠員1名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
				14番	酒井恵明	欠
会議録署名議員	6番	品川義則	8番	林博文		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 宮原昭		(係長) 古賀初美		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長 教育長 総務課長 企画政策課長 税務住民課長 健康福祉課長	小森純一 松隈亞旗人 大石実 小野龍雄 安永靖文 岩坂唯宜	こども課長 農林環境課長 まちづくり推進課長 会計管理者 教育学習課長	内山敏行 吉浦茂樹 平野勉 高木英文 古賀芳博		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 総務常任委員長報告（付託議案第 1、2、4、5、12、15号議案） |
| 日程第 2 | | 文教厚生常任委員長報告（付託議案第 3、6、7、9、15、16、17、18号議案） |
| 日程第 3 | | 産業環境常任委員長報告（付託議案第 8、13、14、15、19号議案） |
| 日程第 4 | | 基山小学校改築特別委員長報告（付託議案第15号議案） |
| 日程第 5 | | 基山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について |
| 日程第 6 | 第25号議案 | 平成20年度基山町一般会計補正予算（第 6 号） |

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

副議長（池田 実君）

ただいまの出席議員数12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る13日から休会中の本会議を開議いたします。

日程第 1 ～ 4 総務常任委員長報告、文教厚生常任委員長報告、産業環境常任委員長報告、基山小学校改築特別委員長報告

副議長（池田 実君）

日程第 1．総務常任委員長報告、日程第 2．文教厚生常任委員長報告、日程第 3．産業環境常任委員長報告、日程第 4．基山小学校改築特別委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（原 三夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査報告をいたします。

第 1 号議案 基山町に副町長を置かない特例条例の制定について

第 2 号議案 基山町に副町長を置かない特例条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 4 号議案 基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第 5 号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第12号議案 町有財産の無償譲渡について

第15号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第 5 号）中付託分
（歳入全般及び歳出、1 款、2 款、7 款、9 款、14 款）

でございます。

本委員会は、3月12日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第 1 号、第15号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

記

第 1 号議案 基山町に副町長を置かない特例条例の制定について

平成21年4月1日から平成24年2月19日までの間、副町長を置かないことについて、当委員会に町長の出席を求め、慎重に審査をいたしたところであります。

政策決定における過程の変更、役場内協働の推進等については、従来の縦割り型組織運営から、町長を中心にして各課長、各職員みずからがみんなで知恵を出し、提案し、議論していく体制をつくり上げたいとの町長の強い決意を表明されました。

当委員会は、副町長を置かないことで町民サービスを低下させないように、町政運営体制をつくるように強く要望いたしました。

第15号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第5号）

歳入

（13款2項8目1節）

地域活性化緊急安心実現総合対策交付金5,000千円についてただしましたところ、安心安全のための事業で、葬祭公園階段昇降機設置事業、老人憩いの家耐震診断、基山中体育館耐震改築工事設計、学校給食「ふるさと食の日」支援事業、児童公園遊具整備、新型インフルエンザ対策用防護服整備が対象であるとの説明を受けました。

（19款5項3目2節）

九州グリーン電力基金助成金1,215千円についてただしたところ、この助成金は、財団法人九州地域産業活性化センターの助成で、基山小学校の校舎屋上に太陽光発電パネル（30kW）を設置し、学校で使用する電力の一部を賄うものであります。

また、児童や来校者のために玄関ホールに発電状況を示す機器を設置し、環境教育や省エネルギーの啓発に活用するとの説明を受けました。

以上をもって総務常任委員会の審査報告を終わります。皆様方におかれましては、慎重に審議をいただき、当委員会の審査どおり同意を得ますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（池田 実君）

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（平田通男君）（登壇）

文教厚生常任委員会審査報告をいたします。

第3号議案 基山町老人福祉計画策定委員会設置条例の制定について

第6号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第7号議案 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

第9号議案 基山町立図書館設置及び管理条例の一部改正について

第15号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第5号）中付託分
（歳出、3款、4款1項1目、2目、4目、10款）

第16号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第17号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算（第3号）

第18号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

本委員会は、3月12日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第3号、第15号、第16号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

第3号議案 基山町老人福祉計画策定委員会設置条例の制定について

条例中、第3条第2項第1号中、町民及び各種団体の代表6人の委嘱については、充て職として安易に委嘱することがないように要望いたしました。

第15号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第5号）

歳 出

（10款4項3目）

基肆城跡保存整備に伴う公有財産購入に関する用地交渉については、担当課長、教育長が率先して努力されるよう要望いたしました。

（10款5項3目11節）

燃料費600千円の追加についてただしましたところ、食器洗浄器の湯沸かしのためのガス代が予定より高額になったための増額であるとの説明を受けました。今後、このような額が続くようであれば早急にガスの購入方法、代がえ熱源について検討されるよう要望いたしました。

（10款5項3目13節）

除外施設保守点検業務委託料330千円の追加についてただしましたところ、当初予定に入っていなかったとの説明であるが、担当課として十分に研究をし、精査すべきことであるとの指摘をいたしました。

第16号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

歳 出

（12款1項1目）

予備費9,377千円の追加についてただしましたところ、今回の追加で予備費総額が93,863

千円になるとの説明を受けました。このような状態が年度末まで続けば、2分の1ぐらいは財政調整基金へ積み立てたいとの説明を受けました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定について十分審議をされ、御賛同を賜りますようお願いいたしまして、審査報告を終わります。

副議長（池田 実君）

次に、産業環境常任委員長の審査報告を求めます。産業環境常任委員長。

産業環境常任委員長（大山軍太君）（登壇）

産業環境常任委員会の審査報告を申し上げます。

第8号議案 基山町污水处理施設管理条例の一部改正について

第13号議案 町道の路線の廃止について

第14号議案 町道の路線の認定について

第15号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第5号）中付託分

（歳出、2款1項5目、7目、3款1項5目、4款、6款、8款）

第19号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）

本委員会は、3月12日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、第15、19号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

第15号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第5号）中付託分

（歳出、2款1項5目、7目、3款1項5目、4款、6款、8款）

歳 出

（2款1項7目19節）

70歳以上交通災害共済負担金の87千円の更正についてただしたところ、当初2,498名の35%、876名の見込みで計上していたが、実績として702名になる予定であるとの説明を受けた。

（4款2項3目19節）

三神地区環境事務組合負担金の5,699千円の更正についてただしたところ、負担割合としては均等割20%、投入量割80%となっており、し尿と汚泥分の投入量は1万394.57トンで、下水道の普及により年間1,005トン減少したためであるとの説明を受けた。

（6款1項4目19節）

畜産振興組合対策事業補助金456千円についてただしたところ、基山町の畜産農家の貸付金45,617,914円に対する1%の利子補給であるとの説明を受けた。

第19号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）

歳入

（1款1項1目1節）

分担金5,896千円についてただしたところ、本桜污水处理施設を町に4月1日に移管することにより、後年度修繕料相当分を分担金として管理組合から納めてもらうものであるとの説明を受けた。

歳出

下水道基金積立金についてただしたところ、公共下水道事業に対する積立金として、今回、9,561千円と污水处理施設事業に対する積立金の5,109千円を追加補正しているが、平成20年度末現在高としては303,298千円になるとの説明を受けた。

以上、当委員会の可決決定どおり、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、産業環境常任委員会の審査報告といたします。

副議長（池田 実君）

次に、基山小学校改築特別委員長の審査報告を求めます。基山小学校改築特別委員長。

基山小学校改築特別委員長（松石信男君）（登壇）

基山小学校改築特別委員会審査報告を行います。

付託された議案は、

第15号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第5号）中付託分

（歳出10款2項5目）

でございます。

本委員会は、3月12日付付託されました議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

会議規則第76条の規定により報告をいたします。

副議長（池田 実君）

以上で各委員長の審査報告はすべて終了しました。

これより討論、採決を行います。

第1号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第1号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

起立多数と認めます。よって、第1号議案は原案どおり可決しました。

第2号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第2号議案の採決を行います。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

起立多数と認めます。よって、第2号議案は原案どおり可決しました。

第3号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第3号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第3号議案は原案どおり可決しました。

第4号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第4号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第4号議案は原案どおり可決しました。

第5号議案の討論を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

第5号議案に反対の討論をいたします。

総務常任委員会で原案どおり可決をされたということではありますが、公務員の勤務時間、対応については、人事院勧告についていろいろ、それが各地方自治体でもなされているところでもあります。18年まで休息という時間が設定をされておりました。これは午前中4時間、午後4時間の中間に勤務時間として15分の休息をとるというものでしたけれども、それが18年の4月、今でいう総務省の職員局の通達でもって廃止をされました。

今回、私は法規違反であると、こういう強いやや話をして、後藤議員からそれは間違いだよと、こういうふう指摘を受けます。本当に間違いなんです、労働基準法では最低基準になっておりますので。

しかしながら、公務員は先憂後楽でなくてはいけない。ちまたでは、もともと人事院勧告が休息を除いたのは、一般の会社ではほとんど休息というものがなくなっているのです。現在、多くの会社で、きのうも佐電工の人に聞いたんですけれども、休憩なんかとれないんですね。それが実態なんです。しかるに、公務員だから、間の1時間休憩をとる。確かに法律違反ではないけれども、住民のそういう実態の前で公務員だけが多くの休暇をとって、1時間休暇をとってという姿勢は、これは容認できないだろうと。しっかりお考えをいただきたい。やはり我々公務員というのは先憂後楽でなければいけない。こういう信念から、私はこれに反対するものであります。

今まで私は身命を賭して国民の負託にこたえるという宣誓をしまりました。それで勤務をしまりました。やはり公務員は襟を正して住民の前に立ってみずから気を引き締めて勤務しなければいけないんじゃないかと。仮に8時間以上になりますと1時間というのがありますから、15分延ばして5時半まで勤務をして住民サービスを高めるという方法もある

うかと思うんです。だって、今回出されたのは、7時間45分にして、間の1時間の休憩ということでありますので、皆さんよろしく御検討をお願いしたいということで討論させていただきます。

以上で終わります。

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第5号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

起立多数と認めます。よって、第5号議案は原案どおり可決しました。

第6号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第6号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第6号議案は原案どおり可決しました。

第7号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第7号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第7号議案は原案どおり可決しました。

第8号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第8号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第8号議案は原案どおり可決しました。

第9号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第9号議案の採決を行います。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第9号議案は原案どおり可決しました。

第12号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第12号議案の採決を行います。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第12号議案は原案どおり可決しました。

第13号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第13号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第13号議案は原案どおり可決しました。

第14号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第14号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第14号議案は原案どおり可決しました。

第15号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第15号議案を採決します。本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長、基山小学校改築特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第15号議案は原案どおり可決しました。

第16号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第16号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第16号議案は原案どおり可決しました。

第17号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第17号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第17号議案は原案どおり可決しました。

第18号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第18号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第18号議案は原案どおり可決しました。

第19号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

第19号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第19号議案は原案どおり可決しました。

日程第5 基山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

副議長（池田 実君）

日程第5. 基山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

御異議なしと認めます。

基山町選挙管理委員会委員には、久保山鎌治君、松田清君、村山徳夫君、山田辰己君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま副議長が指名した方を基山町選挙管理委員会委員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました久保山鎌治君、松田清君、村山徳夫君、山田辰己君が基山町選挙管理委員会委員に当選されました。

基山町選挙管理委員会委員補充には、第1順位、林軍一君、第2順位、高尾弘文君、第3順位、内山正光君、第4順位、埋金義明君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま副議長が指名しました方を基山町選挙管理委員会委員補充の当選人と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました第1順位、林軍一君、第2順位、高尾弘文君、第3順位、内山正光君、第4順位、埋金義明君、以上の方が順序のとおり基山町選挙管理委員会委員補充員に当選をされました。

日程第6 第25号議案

副議長（池田 実君）

日程第6. 第25号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、本議会開会当初、会期中に追加議案をというお願いをいたしておりました。ただいまより追加議案の提案をお願いいたします。

平成20年度基山町一般会計補正予算（第6号）の提案をさせていただきます。

提案理由の説明でございますが、これにつきましては、現計予算6,601,616千円に327,534千円を追加しまして、歳入歳出の予算総額6,929,150千円をお願いするものでございます。

理由といたしましては、国の第2次補正予算が1月27日、関連法案が3月4日に議決されたことに伴いまして、定額給付金給付事業、子育て応援特別手当交付金交付事業及び地域活性化・生活対策臨時交付金事業等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

副議長（池田 実君）

提案理由の説明が終わりましたので、担当課長の補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（大石 実君）

それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費の補正でございますけれども、2款1項の総務管理費で低公害車導入事業として2,209千円、地上デジタル対応事業として8,118千円、続きまして、3款2項の児童福祉費でございますけれども、放課後児童教室設置事業として53,343千円、それから、保育園施設

整備事業として685千円、それから、4款1項の保健衛生費でございますけれども、蜂用防護服増設事業として185千円、それから、7款1項、商工費でございますけれども、プレミアム商品券助成事業として3,500千円、それから、8款3項、都市計画費でございますけれども、都市公園遊具施設改修事業としまして3,142千円、それから、9款1項の消防費として、消防備品整備事業として530千円をお願いしております。

続きまして、変更のほうでございますけれども、2款1項、総務管理費、定額給付金給付事業につきましては275,504千円の追加をお願いしまして、変更後が288,890千円、それから、3款2項の児童福祉費の子育て応援特別手当交付事業としまして8,892千円の追加で、今回、変更後が9,575千円ということでございます。

続きまして、事項別明細について説明をしたいと思います。

3ページをお開きいただきたいと思います。

13款2項1目、民生費国庫補助金につきましては、子育て応援特別手当交付金として8,892千円の追加をお願いしております。

それから、8目の総務費国庫補助金につきましては、まず、定額給付金給付事業費補助金として275,504千円の追加、それから、地域活性化・生活対策臨時交付金としまして39,988千円の追加をお願いしております。

それから、4ページでございますけれども、14款2項1目、総務費県補助金としまして、辺地共聴施設等整備事業補助金として4,058千円の追加をお願いしております。

それから、5ページをお開きいただきたいと思います。

15款1項1目、財産貸付収入で温浴施設用地貸付収入で908千円の更正をお願いしております。これは申請等のおくれで、今年度収入の見込みがなくなったためでございます。

それから、6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

2款1項5目、財産管理費でございますけれども、これは2,209千円の追加をお願いして、156,157千円で計上をお願いしておりますけれども、これは12節、18節、27節のこの関係は低公害車の導入事業に伴いましたのものでございます。

続きまして、6目の企画費でございますけれども、今回、283,622千円の追加をお願いしまして、409,671千円をお願いしております。その内訳としましては、地上デジタル放送受信対策補助金として8,118千円、定額給付金としまして275,504千円の追加をお願いしており

ます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項1目. 児童福祉総務費でございますけれども、12節、13節、15節につきましては、放課後児童教室建設工事に伴っての追加をお願いしております。この12節、13節、15節で53,343千円の追加をお願いしております。19節. 負担金補助及び交付金でございますけれども、子育て応援特別手当で8,892千円の追加をお願いしております。これは247名分でございます。

それから、2目の保育所費でございますけれども、今回、685千円の追加をお願いしておりますけれども、まず、11節の需用費でございますけれども、修繕料、これは保育園の非常階段の修繕に伴いまして、504千円の追加をお願いしております。それから、工事請負費でございますけれども、保育園の庭の芝張り工事として181千円の追加をお願いしているところでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項3目. 環境衛生費でございますけれども、備品購入費としまして、蜂用防護服を購入のために185千円の追加をお願いしております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

7款1項1目. 商工総務費でございますけれども、今回、3,500千円の追加をお願いしております。これはプレミアム商品券助成費としまして、3,000千円が10%加算分で、500千円が事務費、主に印刷費等になりますけど、合わせて3,500千円ということでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

8款3項3目. 公園費3,142千円の追加をお願いしております。内容としましては、11節. 需用費の修繕料でございますけれども、都市公園遊具施設修繕のためで2,918千円の追加をお願いしております。それから、総合公園等遊具点検業務委託料として224千円の追加をお願いしております。

それから、11ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項2目. 非常備消防費でございますけれども、18節の備品購入費として530千円の追加をお願いしております。消防ホース、各部2本で、9部で18本を予定しております

それから、14款1項1目. 予備費でございますけど、28,574千円の更正をしております。

以上、補足説明を終わらせていただきたいと思います。

各議員におかれましては慎重に審議いただき、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

副議長（池田 実君）

補足説明が終わりましたので、ここで暫時休憩をいたします。

～ 午前10時15分 休憩～

～ 午前10時32分 再開～

副議長（池田 実君）

休憩中の本会議を再開します。

ただいまより第25号議案に対する質疑を行います。

議案書の2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正、（歳入）（歳出）について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に、第2表。5ページ。後藤議員。

3番（後藤信八君）

この繰越明許で追加でということで合計すると71,712千円になりますけれども、それは、先ほど後ろにちょっと27,000千円とか28,000千円が一般財源となっていますが、それ除いて、一般財源に使う分以外は全額39,900千円の地域活性化対策補助金であと全部いけるということなんでしょうか。ちょっとその辺の差し引きがよくわからないので。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

充当の関係でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

39,988千円をそれぞれに充当しております。充当額としましては、よろしいですかね。ハチガード購入費ですね、4款1項、それが185千円です。そのままです。それから、都市公園遊具施設が点検と合わせて3,142千円、それから、保育園の階段改修事業で685千円ですね、芝張りも合わせてです。それから放課後児童教室事業で26,179千円、プレミアム事業で3,000千円、それから地デジ対応事業で4,058千円、消防ホースの入れかえで530千円、低公害車購入で2,209千円で、合計の39,988千円になります。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

先ほどの1ページ、2ページ、3ページで一般財源の、いずれにしましても、一般財源以外はこの39,998千円で事業を行うということで理解しておいてよろしいんですか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

そのとおりでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

なければ、事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入の13款2項1目、8目。林議員。

8番（林 博文君）

この定額給付金、やっと関連法案が通りまして、今回、支給になったわけですが、この後、きょういろいろ手続についてということで、早速4月28日には支払いがされる予定ですが、この275,504千円は、例えば4月8日から10月8日まで約6カ月間これは申請手続をなされるわけですが、それ以降は受け付けがない場合は支給されないというのが国の方針ですが、その後、275,504千円については、多分国も3億円から5億円ぐらいは宙に浮いたお金が出てくるだろうというようなことですが、その辺については国のほうにこれは戻さなくてはいけないものか。もう少しこの定額給付金についてはまた歳出のほうでもあれかと思いますが、その辺については、これはまた返済しなくてはならないものか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

今回、定額給付金の270,000千円、それから、事務費の14,000千円等につきましては、精算ができ次第、最終的には残金については国に返還となります。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）

そうすることになりますと、基山町としては、よければ、なるだけなら戻さんほうで、何かほかに使える方法がないかというのを検討されるということもありましたので、寄附なり、また辞退される場所なんかも出てくるかと思えます。施策によってはもらわないという人もいらっしゃると思いますが、そういうふうなところの交渉というのですか、また出向いて申請をするというふうな手続なんかもされる予定ですか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

この定額給付金につきましては、一般質問のときにもお答えさせていただきましたように、あくまでも自己申告でございます。寄附等につきましては個人相互の考えですので、町のほうとしましては、個人に渡した以上の後の考えということで一般寄附の取り扱いというふうになると思えますので、こちらから出向いて寄附をお願いしますというような形は、うちのほうからはとれないようになっております。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

これはもう国の事務を市町村がやっているということで、この定額給付金の問題ですけど、全国一律ということですけど、4月28日に全額支払われるとすれば、これについては一般財源で立てかえて払うということですけど、国はいつごろこれは町のほうへ歳入として入ってくるんですかね。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

今、補助金交付等の申請の手続をとっておりますので、それでいけば、4月の中旬ぐらい

には全額入ってくるようになっております。

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

じゃ次に行きます。

14款2項1目。大山議員。

9番（大山軍太君）

地上デジタル放送受信対策、これはどのような調査をされて、どのような場合に補助をされるわけでしょうか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

この地デジの対応につきましては、県、それから、町のほうでも広報等でも連絡をしておりますけれども、通常は国、あるいはNHK等の補助事業等があります。今回、申請しております地区につきましては、あおぞら共同テレビ視聴会というところから要望が出ておりまして、120軒あたりの共同アンテナの改修等も含んだところで町のほうに要望があつておりましたけれども、これが改修等を伴えば正式な国の補助等の部分に該当しないということで、それで、県のほうと協議をしておりましたら、この地域活性化事業には該当しますということでありましたので、ここに申請をさせていただいておりますけれども、通常は、先ほど言いましたように、国の補助、NHK等の補助等を活用してできるようになっております。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

じゃ次に行きます。

15款1項1目。平田議員。

12番（平田通男君）

この更正の件ですけれども、この時点で更正をされたということは、打ち出しが町民の中にはいつできるんだというような意見がたくさんあるわけですね。正直いって少し早かったんではないかと、ここで更正をするということは何ですね。いわゆる地元との根回しなり、あるいは業者とのもっと詳しい本当に詰めた話し合いをした上で予算計上されるべきではなかったかと思います。予算計上をされたことによって、町民はいつできるんだと、早く行きたいという希望をたくさん持つておるわけですね。このことに対する見通しはどんなふうでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この件につきましては、私たちも温浴施設の申請等のことがちょっと無知な点があったことは否めないと思っております。向こうのあれでは、去年の8月にはもう申請をするということでありましたので、私たちも申請等がてっきりもうスムーズにいくものと思っておりました。ところが、以前にそこに申請してある方が温浴施設の温泉を掘るという申請をされてあったので、例えば、よく私もその辺わかりませんが、何百メートル以内にそういった方がいらっしゃれば、その方が辞退なり、そういうことをしなければ申請が新たにできないということが判明しまして、今回なっております。

今後の見通しとしましては、相手方のメークスのほうが、以前出していた計画よりも若干設計段階で変更等もありますので、ちょっと時間がかかるのではないかと思っております。平成21年度中に事業が開始できれば私はいいかなとは思っております。

ただ、きょうも6時から向こうの社長がお見えになりますので、いつごろになるか、その辺の話し合いをちょっとしていきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

ちょっと初めて聞いたんですけど、これは結局、温泉法との絡みが出てくると思うんですよ。非常に今、こういう長期滞在型じゃなくて、近場で温泉に入りたいという需要が多くて、非常に今、この温浴施設にボーリングが多いというふう聞いて、そこで温泉法によって湯

量が減ってくるということで、今おっしゃいますけど、800メートルとか、そういうところについての新規温浴施設は認めない、県の温泉審議会にかけんばいかんと思うんですよね。そのときに、この承諾がなからんと今でけんというふうなことがあったんですけど、その辺のクリアというのはまだなされていないんですか。その辺をちょっと。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

ええ、その辺は相手の方が辞退されましたので、その点は解決しております。

副議長（池田 実君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

じゃ次に行きます。

歳出、2款1項5目、6目。重松議員。

2番（重松一徳君）

6目の定額給付金、歳出のところで質問したいと思っております。

1つは、これは今、全国的に派遣切り、雇いどめ等で住所が定まらなると、いわゆる住所不定というのが出てきて問題になっているんですけども、2月1日付、基山に住所がある方に定額給付金を支給しますという中身で、当初1万8,222名という数を言われまして、その後、増が何人かいらっしゃるということで説明があっているんですけども、基山に一つはこういうふうに、今、基山にいらっしゃる方でも基山に住民登録はされていないという方の取り扱い等が今現実問題としてあるのかという問題と、もともと基山に住所があって、しかし、例えば仕事の関係でよそに行かれていたと。しかし、そこが何度か変わるうちに、いわゆる住所不定になっていると。きちっとした住所を持たないと。しかし、もともとは私は基山出身なんだというふうな取り扱いですね。これ全国的に今から先は問題になるのかなとも思うんですけども、そういう人の取り扱いをどこでするのかという場合ですね。じゃあ、私はもともと基山だから、基山に申請をしますというふうに言われてきたときに、基山のほうで取り扱いを受け付けるのかという問題と、これが1点です。

もう1つは、この定額給付金というのは、先ほど個人申請と、個人に支払いますよという

ふうなことを言われました。取り扱いは、これは世帯主が取り扱いをします。しかし、2月1日現在に生まれてきた方、そして2月1日現存されていた方ですので、死んである方にも支払うと。しかし、先ほど言われましたように、これ個人申請ですので、もらうもらわんは、これは個人の自由なんですね。だから、世帯主の親父といいますか、世帯主が、例えば5人おるから5人全部申請したと。しかし、個人の権利として、私は要りませんよという方もいらっしゃると思いますね。しかし、亡くなった方にはこれもう聞かれんですね。生まれたすぐの方にもこれ聞かれんですね、わからんから。そしたら、これはどのような取り扱いをするのかなと私は思うのは、昔の地域振興券と今回の定額給付金とはまた取り扱いが違うから、こういう問題が出てきはせんかなと思いますけれども、これは、いや、もう全部世帯主に一括お願いしているんですよと、世帯主の方がこれは責任を持って申請の取り扱いをするんですよというふうに言われるかもしれませんけれども、要らないという人も中にはおると思うんですよ。それはどのような取り扱いをされるのか、この2点についてちょっと質問いたします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

いろいろなさまざまな問題も考えられると思いますが、まず、住所の不定の部分につきましては、あくまでも2月1日現在で基山町に住所を有する人ということになっております。

それから、世帯主に支給するようになっております。町としましても世帯主への申告制ですので、個人の考えは、その世帯主さんのほうでとっていただくことで原則となると思います。

ただ、先ほども言いましたように、いろんな問題がある中で、世帯主という中で、1世帯の中に老人の方が個人世帯を持っておられる方がいると思います。事例的には、この間、長野のほうで亡くなられた方等もちょっとそういう問題があったので、うちのほうで調べてみますと、同じ世帯の中に老人一人がいろんな関係で個人世帯を設けておられまして、その方が亡くなられた場合はちょっと支給ができないと。世帯主がないということで支給はできません。

しかし、5人家族の中に、世帯主が5人をおる中で亡くなられても、それは2月1日現在では生きておられたということで支給が可能というふうになりますので、いろいろ個別の内

容等については、うちのほうも不明な点については総務省へ直接問い合わせてみたり、県に問い合わせてみたりして、事例的に判断しなければならぬところも出てくると思っております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

世帯主の通帳に振り込むというのが基本と。通帳を持たない方には現金支給というふうなことですけれども、いや、私は現金でもらいたいんだと。例えば先ほど言いましたように、5人家族と。しかし、今、DVとか、いろんな問題で別居中と。世帯は一緒だけれども、実際はもう別居しているんだというふうな問題とかあるかと思うんですね。そうすると、自分の分は自分でもらいたいと、現金で12千円もらいたいというふうな取り扱いですね。これはじゃ世帯主が銀行に振り込んでくれというふうな申し込みがあったとしても、片や私は現金で欲しいというふうな問題とか、これは一例ですけれども、さまざまな問題が出てくるだろうと思うんですね、取り扱いには。そうすると、そういうところの整理あたりは、これ先ほど言われますように、総務省あたりに聞いてしなければならないという問題も出てくるんだろうと思いますけれども、あらゆるこういうのも想定しながら、今から先の取扱いは多分されていくんだろうというふうに思いますけれども、こういうふうなマニュアル的なことはもう多分みんな来ているんでしょう。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

先ほど言いましたように、個別的ないろんな問題が出てくると思っています。それは定額給付金が支給される段階では各市町村に問題点の提出がありまして、一番多かったのがやっぱりDV関係の、それから入院者、それから独居老人等につきまして、やっぱりこういうのが問題があるということで、この制度ができる前に問題提示を全国から総務省のほうがりまして、総務省のほうとしての一定の考え方はQ&A関係で各市町村に送ってきております。特別の理由等につきましては、町のほうも特にDV関係については担当課のほうと協議をして、世帯主のほうに行かないようにとか、個別な取り扱いを行っていくようにしております。それから、こういった問題、Q&Aに限らず、ほかの問題が出てくると思いますので、

その対応についてはやっぱり慎重にやるためにも、総務省のほう、それから、県の担当のほうと協議しながら事務の執行を図っていきたいと思っております。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）

一般質問のときなかなか時間がなかったけん、また追加で言っておりますが、この定額給付金、ここにきょう資料をもらった中では、確かに基山町の場合は、4月12日までに申請された場合は4月28日に指定の口座へ振り込みますということで、大変連休前に、新聞報道は基山だけが連休前の支給というような形で日程をきちっと出していらっしゃらなかったわけですが、きょうもらった資料の中では書いてあるということで、心待ちに住民の方、町民の方も待っておられると思います。

ただ問題は、ここで私は現金支給についてが、振り込みが原則ですが、先ほど重松議員も言われたように、いろいろな家庭のケースがあると思いますが、何日から何日までに申請をされた場合は4月28日、これはもう12日までですが、その場合、現金支給は申請と同時に払われるものか。現金支給については、振り込みが終わった後にまた現金だけを支給するというような日にちを設けられるものか。2枚目には、特に給付時期については、また改めて給付時期については後日差し上げる通知書で連絡しますということを書いてあるわけですが、この点については振り込みも後日連絡の通知書をされるものか。私はもう何月何日まで、例えば4月12日までに申請された方は、口座振り込みについては4月28日だというような形で、何日までのとから何日までは口座振り込みは何日の日、現金は何日から何日まで支払いますよとか、そういうのをきちっとした明確な期日を示されたほうがいいと思います。特にまた現金引き渡しについての場合はいろんな事故のケースもあるし、振り込め詐欺、またひったくり等も起きるかという問題点もあるかと思いますが、受け取りについての受領書関係、そういうのをどういうふうに関後事務的な手続をされるものか。それが3点目ですね。

4点目は、この申請受け付けを2階でされるということで、大変これは4月8日から4月24日までは午後9時までです。これは受付が2階ということで、役場内に一般の方が、多分結構サラリーマンの皆さん方が会社の帰りとか申請をされた場合、役場内での2階へ上がられたことに対して盗難とか、問題がないものか。特にまた4月27日から10月8日まで、下には窓口や受付時間を変更するというのも書いてありますが、午前9時から午後8時まで、

特に4月11日は土曜日ですけれども、こういうふうなのはやっぱり午前9時から午後9時まで、2階までやっぱり申請して上がれるわけですが、そういうふうなところは庁舎内で問題ないかどうか、その辺は十分検討されましたでしょうか。ちょっとお聞きします。4点。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

まず、現金支給につきましては、まず支払い日の関係ですけれども、受け付けにつきましては常時行っていくと。それで、4月12日までに申請をされた方については4月28日に支給を開始しますと。これは現金、それから、振り込みも同時です。しかし、現金の取り扱いについては安全性の問題、それから、現金確保等の問題もありますので、できれば振り込みのほうでお願いしたいということは進めていこうと思っております。

それから、4月12日以降も個別のそれぞれの申請は進んできますので、その申請を出された方には現金の引き渡し、振り込み、それから直接現金についても、何日の日に振り込みますとかいう形で世帯主のほうには通知を行っていくように考えております。

それから、2階の事務関係の窓口につきましては、役所内のちょっと1階の会議室等も別に使用をしております。それで、そういった形で2階のほうの会議室のほうを窓口として設けますけれども、その辺については十分注意を払っていきながら事務の執行を図っていきたいと思っておりますので、現在は2階の会議室を考えていきたいと。

それから、あと期間につきましては、正直いって申請に4月12日以降にどれだけの方が来られるかというのははっきりわかりませんので、今、24日までの時間帯等について変更等をもしやっけていかにゃいけない、それから、24日では足りずに、もっと延ばしたほうがいいということであれば、またそういう情報は出しながら、事務執行については手続等を行っていきたいと思います。ただ、数字がはっきりしないということで、できれば事務局としては返信用の封筒で出していただいて、なるべく事務執行がないようにはしていきたいと思っておりますけど、その辺で今後の問題については、そういう状況等を見ながら判断していきたいと思っております。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）

大変これから事務的なこと、また問題点も多いかと思しますので、特に現金の受け渡しについては十分注意して支給等もしていただきたい。特にまたみやき町の関係では振り込め詐欺ももうこの定額給付金でも電話等もかかっているようでございますので、事故がないようにひとつ早目に老人の方なんかにも、支給と同時にもう一回十分な役場の職員を装った定額給付金の支払いなり、ATMの問題なり、十分資料をPRしていただいて、事故のないように取りかかっていたきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

よくわかるんですよ。そして、子供さんが東京の大学へ行っているというケースがあるんですね。これ下宿なんかでは住民票を移していると思うんですね。そのときに世帯主はこちらで、健康保険なんかも遠隔地の保険証を送りますね。そういう場合は、住所のある個人になるのか、あるいはこちらになるのか、そういうケースはどうなんでしょうか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

この場合は基山町に住所を有しておれば、2月1日現在のところで支払うようにいたしております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

学生が向こうへ住所を移している場合、その場合は向こうになるのか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

住所を移されて、2月1日現在、下宿先のほうになっている場合は、もうそこで支給されるようになっております。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

地上デジタル放送受信対策補助金8,118千円ということでありますけれども、ちょっと先ほど収入のところまでざっと話がありましたが、具体的にどこに何戸、1戸当たり幾ら、負担割合等がわかりましたらお願いします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、あおぞら共同テレビ視聴会というところからこの地上デジタル放送関係の分で集中アンテナを設置してあります。そこが老朽化等もありましたので、改修も含んで補助金がいただけないだろうかという申請が以前あっておりましたけれども、補助基準等には該当しないということで却下されておりました。それで、今回こういった地域活性化・生活対策臨時交付金等の事業に該当しないかということで問い合わせを行っておりましたところ、これは該当するというような回答等も得ましたので、総事業費としまして12,317,475円で申請がっております。この共同アンテナは120軒の集中アンテナになっております。自己負担が1軒当たり35千円、それで地元負担が4,200千円となっております、総額から4,200千円を引いた残りの2分の1を県のこの事業でやっていきたいというふうに考えております。

副議長（池田 実君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

この青空何とかというのは地域的地域とか、どこのことか、その辺のことをちょっときちっとお願いしたいのと、それは例えば地上デジタル放送対策でNHKとか国がやる補助がありますね、ケーブルとか。それと同じような負担基準とか、そういうことになっておるのかどうか、よろしくをお願いします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

これは場所につきましては園部地区です。寿楽園周辺の2区の部分のところになります。

それから、その他の施策としては、この国の施策としては、国の補助と、先ほど言いましたように、NHK等のあわせた補助等があります。限度額としましては28,000千円の限度額の事業、自己負担としまして大体1戸当たり7千円の御負担となっております。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

そういう集中アンテナをせんばいかんという、集中アンテナをしなくても映るようにNHKなり、放送事業者がやるという努力はされてあるんですかね。もう無理だからこういうことですと。集中アンテナをして、地上デジタル放送はどうしても聞けないと。じゃ、根本的に聞けるようなそういう発信施設なり、放送事業者がする役目というのはもうあきらめているんですか、こういうことをせんばいかん。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

本来、私たちも地デジになれば全世帯どこからでも映るものというふうに認識をしておったんですけれども、これは受信関係で調査をしてみますと、やっぱりどうしても映らないところが山の陰とか、そういう部分についてはやっぱり相当出てきているということで、この集中アンテナ施設についても検討された結果、やっぱり今の集中アンテナを生かしていきたいというふうなことでかなり相談されておまして、申請等だけは一応出してみてくださいということで、うちのほうもできる限りやっぱり国の補助にのって個人負担を下げたほうが良いということで判断しておりましたけれども、ここはやっぱり先ほど言いましたように老朽化しているということで、改築も含んだところになるとどうしても国の補助としては出てこない。だから、国ではやっぱり地区ごと、新たにそういう集中アンテナを設けなければならないところについては国の補助で対応していきたいというような考えを持っているようです。だから、個別については一般の電気屋さんですかね、そういうところ、それから、NHK等も調査等は行うようにしておりますので、うちのほうに申請があれば、県、NHK等に連絡して調査等もできるようなシステムをとられております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）

定額給付金についてでございますが、金額じゃなくて、きょういただきました最終的な定額給付金、子育て手当の分ですけど、時間を午前9時から午後9時までということで、これは時間的には町民にとっては非常にいいことだと思いますが、場所が基山町役場の2階でやるということになっておりますね。それでちょっと私は心配なことです、1階、2階、今、5時15分以降になりますと、非常口から警備のところから私たちも出入りするんですけど、こういう場合はもう1階の玄関をあけられると思いますが、1階は全部帰られてだれももういないわけですね。2階でやると。2階だけど、あと3階、4階があいていますね。各階段にシャッターがついているわけではございませんので、だから、仮に悪く考えれば、いろんな人が例えば出入りすると、ちょうどこの時間があいているということであればですね。書類の盗難とか、いろんなことが考えられないのかなあという気もするんですね。どんなでしょう。その辺——いやいや、真っ暗かとも懐中電灯持ってからいろんなことを。いや、だからそこまでやはり考えておかないと、いや、シャッターが各階段に、3階以上は入れないとかなっておればいいですよ。そういうものがないからですね。その辺は考えていただいているのかなと、心配ないのかどうかをお聞きしたいと思います、1つは。

もう1つですけど、ちょっと私わかりませんのでお聞きしますが、地上デジタルの関係ですね、補助金の今の申請はされておるんですが、公共の建物ですね、公営住宅、そういうものの共同アンテナについても補助は、基山町としてはこれには該当しないんですかね。その辺はどういうふうになるのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

1階と2階の対応と役場内で窓口業務を行うことについては、うちのほうでも検討した中で、1階の部分については、ちょっと今度の4月からのパソコン等のアウトソーシング関係の機械等を1階に入れていくという関係で、ちょっとどうしても2階になるということで対応していこうというふうに考えてこういう形をとっておりますけれども、安全面も考えて、今後ちょっと検討して、もし1階のほうで何らかのスペースでできることであればまた検討をしていきたいと思っております。

それから、地デジの関係について、公共施設等の地デジ対応については全額県のほうで負

担するというところで、国の対応としてするようになっております。今言われておりますのは園部団地ですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）園部団地等については、ちょっと内容等について詳しい内容を調べて、うちのほうで対応できる分は対応していきたいと思っておりますけど、個人で何らかの形をとってあるのはもう個人の財産的なものだと思っておりますので、今後、園部団地の個別についてちょっと研究していきます。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

低公害車の購入についてお伺いたします。

今回、この交付金で購入されるわけですが、その購入目的と、それから、どういう車なのか、説明をお願いします。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

環境問題に配慮してということで低公害車の購入を考えております。順次庁用車に関しましては計画的に購入をしていきたいと思っておりますので、それにあわせて今回、低公害車の導入を行っていききたいと思っておりますので計上をしているわけでございます。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

今回、これで何台購入されるかですね。その辺とか、何ccか、何人乗りか、そういう部分をもうちょっと詳しくしてもらいたいと思います。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

予定は、台数は1台でございます。排気量等は、ちょっと申しわけございません。普通車を計画しております。ちょっと排気量等は後でございますでしょうか。

以上でございます。（「どこに使うと。どの課に配属。町長専用車」と呼ぶ者あり）どこに使う。（「いや、どの課に配置するか」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

今、総務課管理の車で使用していきたいと思っております。だから、だれでも借れるような。（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

そうすると、1台購入すれば1台廃棄するということになるんですか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

はい、そのとおりでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）

さっきの地上デジタル放送のことで、あれは団体の説明だったと思いますが、うちの近くは個人的に映らんから、山の上まで、例えば150メートルか200メートルぐらい線を引いておりますが、そういうとを一括して町のほうにお願いすれば、さっきのような補助が出るわけでしょうか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

先ほども言いましたように、国の対応として地上デジタル関係はつくられておりますので、それもやはり広い範囲での集団的な集中アンテナということになっております。どういうふうにした方がいいかということであれば、個別にうちのほうに話に来られれば、うちのほうで対応させていただきます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

品川議員。

6番（品川義則君）

先ほどの庁用備品で車の購入ですけれども、環境問題で1台購入ですけれども、今後も買いかえるとか、そういう時期になると、庁舎の車はエコですね。エコカーに全面的に買いかえていく計画なのか、1台で終わるのか。

それと、地上デジタル分ですけれども、以前、町総合体育館とか、町民会館で受信が悪いからということで問題になった地域があったんですけれども、その地区についての問題はもう解決をしたのかですね。まだその問題は残っているのか、その2点をお尋ねします。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

低公害車の件でございますけれども、普通車を買う場合は、そういった低公害車をなるべく検討していきたいと思っております。ただ、基山町としてはなるべく燃費のよい軽自動車を今後買いかえしていきたいと思っておりますので、そういう場はまだ考えておりません。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）

町民会館関係、それから、体育館関係については解決しております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）

済みません。先ほどの件ですけどね、場所を考えると言われましたね、2階の受付、午前9時から午後9時までの分。これをもう区長のほうに今から回されると思うんですよね。あれが21日が団体長会でしょう。（「19日」と呼ぶ者あり）19日やったですね。もうあしたあさってでしょう。じゃその前に解決しておかないとまたちょっと変なふうになりますから、私はそこでぜひ町民会館か保健センターか、どこか別棟で全部入ってもいいような、そういうところがいいじゃないかと私は個人的には考えているんですよ。いや、こういう時代、情勢ですからね、何があっても起きてもおかしくないという対処の仕方は考えておかないといけないんじゃないかなと思っておりますので、団体長会にこのままこれを流して、また変

わったでもちょっとね、いろいろ迷うのがたくさんありますので、ぜひひとつその点をもう一度考えていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

それに関連してですけど、私の経験則といいますか、考えてからいきますと、特に1階のフロアは今まで大きな人間が集まって投票所でもやっているんですね。私は投票所形式とは、昔やっておりました高齢者年金とか、ああいうのを全部1階のホールでやっているんですよ。今度の場合、夜があるということですから、先ほどから議員の意見もあったように、私はもう2階とかじゃなくて、1階に、住民のためのサービスが一番近くて、セキュリティーの問題とか考えて、スペースを考えて、テレビとかソファを全部のけて、ちょっと相当広いスペースができますので、待合室もできます。私はぜひ1階フロアですべきと思っております。

以上です。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

もうその点も含んで検討させていただきます。

副議長（池田 実君）

平田議員。

12番（平田通男君）

同じことなんですが、今の問題で、これは臨時対応するんですか、正規の職員を充てるんですか。この9時から9時まで。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

この定額給付金については、一応一般質問のときもお答えいたしましたように、臨時をまず3名、それから、緊急の窓口対応についてはうちの職員等も入れて6名ぐらいで対応したいというふうには考えておりますけれども、あとは、さっき答弁させていただきましたように、申請の人数、それと、そういう内容等で対応をしていきたいと思っております。まず初

めの対応は6人程度で行っていきたいと思っております。

副議長（池田 実君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

次に行きます。

3款2項1目、2目。品川議員。

6番（品川義則君）

放課後児童教室建設工事、ここらについてももう少し詳しく内容の説明をお願いいたします。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

放課後児童教室建設につきましては、いろいろと議員さん方にも御心配をかけておりました。どこに新設するのか、あるいは空き教室等を利用するのかということで相当論議をしましたがけれども、最終的には国も学童保育、そういった関係は学校内が基本というところもあります。それと、やはり一時的なプレハブ等も考えましたけれども、最終的にはやはり学校内での学童保育の開設のほうが一番いいというようなことで判断をいたしました。それにつきましては、補助等も県のほうにも大分聞いております。しかしながら、今、こういう状況ということで、制度はありますけれども、県もその補助金の新設についてはなかなかつけ切らんということがありまして、今回はこの地域生活対策臨時交付金が参りましたので、これを充てて新設したいということで、小学校内の敷地に建てさせていただこうということで決定をしております。

副議長（池田 実君）

時間が押していますので、質問も簡潔に、答弁も簡潔にお願いします。原議員。

11番（原 三夫君）

じゃ簡潔にいきます。

この今の委託料ですね。3款2項1目13節の委託料ですが、この放課後児童教室の建設に当たって地質調査委託料が735千円組まれておりますけど、これは学校建設のときに、その前に地質調査はあの辺はされているのかなと思っているんですが、やはり箇所が違うという

ことで、また地質調査を新たにやらなくちゃいけないという法律があるわけですね。

それが1つと、この件について地域活性化の補助金を充当されたあれですが、大まかなそういう計画ですかね、大体2階建てとか平屋とか、何坪でどのくらいの教室をつくるとか、そういう大まかな計画というか、その辺がわかればちょっと御説明願います。全くわかっていないということはないんでしょうから、よろしく願います。2点だけ。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

この地質調査につきましては、小学校のほうでは建設の中では地質調査を行っております。ただ、この敷地内に放課後児童対策関係の教室を建てる場合は学校の敷地とは別扱いになりますと、建築確認上ですね。福祉施設というような形で取り扱ってください。そしたら、学校の建築確認、今、学校を新設してありますけど、そちらのほうには影響をしないと。別扱いになりますということで、別途に当然建築確認を出すようになります。それについては、土木事務所のほうから建築確認のいろんな審査がありますがけれども、建築物の構造計算書を当然出すことになりますけれども、その算定基礎の資料として地耐力の根拠を出しなさいというふうに求められるそうです。それをする場合には、当然今度は地質調査をしなければいけないということで、別途にそういう地質調査が必要ということで、土木事務所のほうと協議をしてこういう形で上げさせていただいております。

それから、一応建物の概略ですけれども、鉄骨造で2階建てで、135平米掛けるの2と、総面積については270平米前後の建物を予定しております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

1点お伺いしたいんですが、確かに文部科学省と厚生労働省とのいろんな区分けがある、難しくなると思うんです。この前、課長も一緒に行かれた県の放課後児童の研究会がありましたよね。あのときに佐賀県では8割ぐらいが学校の施設を使っているんですね。今、空き教室とか新しい小学校のとか、中学校のとかという話があったんですが、基本的なスタンスは教育委員会が拒否をしているんですかね、基山町は。そのあたりだけお伺いしたい。学校の施設を使うことにですね。いや、これ、住民がですね、お金がないと言っているながら、

また新たな施設をつくるわけですね。これ非常に疑問を持ってあると思うんですよ。だから、そこはそういう意思を持っているけど、教育委員会が、これはだめだよと言っているのか、そこのあたりを確認させていただきたいと思います。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

学校の施設、空き教室等があれば、当然教育委員会のほうもそれを利用するというものについては話を十分しております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

2目の保育所費ですけれども、今回、庭に芝張り工事がされるということで全額出されていますけれども、これ何平米を予定されているんですか。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

89.6平米で、園舎の中庭を予定しております。

副議長（池田 実君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

これ一見芝張って、そこで子供たちが遊ぶと、大変理想的というふうな言われ方をされているんですけれども、この芝の管理が大変難しいと。除草剤を今1社賄いと。手作業で管理しなければならないというふうな問題。それから、子供の中には、私たちみたいに小さいときから草なんかで遊んでいる子供はそんなないんですけれども、新しく芝に来ていきなりまけたとかいうのが、これ今、福岡のほうも大分校庭内に芝を植えてからされているところがあるんですけれども、いろんな問題がやっぱり発生しているんですね。だから、一概に芝で大変環境がよくなったというふうには言えない部分もあるだけに、十分この辺は研究されて、特に管理問題については、大体3年でもう草にまけて、逆にもうはいでくれというふうなのが実情問題としてあるんですね、この公共事業の中にも。だから、十分その辺については考

えを持ってから、管理も含めてから、そういうふうな計画は出していただくようお願いしておきます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1 番（大山勝代君）

19節の子育て応援特別手当ですけれども、先ほど247名とおっしゃいましたよね。一般的にはこれは国会で随分定額給付金のことばかり報道があって、これについては余り論議されていないというか、問題点なんかも余り出されていなかったのではないかと思いますよね。一般的に、ああ、そんなのがもらえるとという感覚だと思うんですけれども、しかし、よく見たら、3歳から5歳までしかもらえなくて、すごい限定されていますよね。逆に一般的に6歳未満はもらえるのかなみたいに思うておった人と比べたときに、247人に対してもらえない人がどれくらいなのかというのがちょっと気になってですね。町の人声は、36千円ももらうならね、みんなもろうたらよかるとねという、10千円でちゃよかけん、みんな子供がもらったらよかるとねという、そういう不公平感がとっても強く、これから先出てくるのではないかなと思いますけれども、今度の資料にいただいたのは、これは4月1日付で出るんですかね。一緒ですよね。その辺の周知徹底といいますか、不満とかあると思いますが、ちょっと気になったままです。

副議長（池田 実君）

答弁しますか。こども課長。

こども課長（内山敏行君）

今御質問の子育て応援特別手当につきましては、確かに幼児期にある第2子以降の児童というふうに限定をされております。これについてはやっぱりいろいろ住民の方、賛否両論あるとは思いますが。これについては私たちもちょっといろんな手が届くところじゃなくて、一番やはり手のかかるところの世代に配慮するという観点からというふうに、今、国の指導等も来ております。非常に限定された方たちへの補助というふうになっておりますけれども、これについてはもうこのやり方でやるしかないというふうに思っております。

それと、あとこのほかにかなりの児童さんがおられると思いますので、就学前は700から800人ぐらいおられるんじゃないかなというふうに思っていますけど、ちょっと詳しい資料は持っていません。非常に限定された方への補助というふうには思っております。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

きょう朝、テレビを見よったですけれども、さっき大山議員が言われたごと、何ですか、それはというようなことで、ほとんど知られていないですよ、このことは。定額給付金の陰に隠れておまして。それで支給基準日、これは先ほど3歳から5歳が対象だと。まず支給基準日ですね。そうすると、これは1回限りというふうなことも聞いておりますが、来年もあるのかですね。今回、この予算しか出ておりませんけれども、制度的にどうなのかですね。それをお答えください。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

基準日につきましては定額給付金と同じで、平成21年2月1日時点での住民票が基準となります。

それから、この補助につきましては今年度の1回限りということでございます。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それで、具体的にお聞きしますけれども、3歳から5歳までと、第2人目の子供に限りということになると、具体的に聞きますと、例えば4歳、2歳、ゼロ歳の3人の子供がおった場合は、だれも該当しないということになるんですか。（発言する者あり）4歳、2歳、ゼロ歳、だれももらえないと。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

第2子ということになっておりますので、その2歳のお子さんがちょっと第2子ですけれども、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に入っておられなければ該当いたしません。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それで、きょうのテレビでも言われていたけど、非常に不公平だと。もうそやん言うて、腹かきなつたつですよ。はっきり言って知らなかったということもあつて。だから、これ基山町で何とか4月以降補正つけてやるというぐらいのね、やはりそれをしないと、町内にやっぱり不公平感が出てくるですよ。こういうのはばあつと広がるですもんね。うちはもろうたもろうておらんの。ありゃ、何でうちはもらえんとやろうかということは絶対出てきて、問い合わせも相当あるはずと思うんですよ。だから、非常に私はそういう点でちょっとね、子育て中のお母さん、保護者の方に不公平感が出てくるということであればね、非常にやはり問題なのかなど。かえって心配かけるなど。もちろんこれ支給されることはいいことなんですよ。それはいいことなんですけどね、それをちょっと心配しておりますが、具体的には対処についてはどこでされるのかですね。それに対する説明なり、丁寧な説明とか、どうされるのか、お尋ねします。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

この子育て応援特別手当については、こども課のほうでいろんな苦情等なりは受け付けをしたいというふうに思っています。

また、これの後に別個に町単ということではちょっと考えておりません。

副議長（池田 実君）

次に行きます。

4款1項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

7款1項1目。片山議員。

5番（片山一儀君）

商工費について聞きたいんです。これ商工会には補助金というか、町から支援をされていますね。新たにその中にはできないことなのか。新たにこれ事務費ということでしたので、既に町から補助してある中では措置できなくて、新たに500千円という大きいのか小さいの

かわかりませんが、出してあるのですね。そこあたりいかがなっていますか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

商工会に出しております助成金につきましては、基山町の商工会の加入の事務の手續等になっていると思います。

今回のプレミアム券につきましては、基山町の商店の広範囲的なところで活用を図っていくことを商工会のほうに委託といたしますか、この金額でプレミアム券の発行をお願いしたいということをお願いしております、また500千円を今回新たに追加させていただいた分につきましては、このほかにも大体1,000千円程度がかかるのではないかと考えております。だから、商工会等の独自のいろんな活用も、商工会のほうも頑張ってもらいたいということを含めまして、今回、自力で商工会のほう例えば簡素化したような印刷でやっていただいて、にせものといいますか、そういうのが出るということじゃなくて、ちゃんとしたやっぱり印刷物として出していただきたいということも含めまして、その分を重点的に新たに500千円追加したという形をお願いいたしております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

いろいろ節約をしなきゃいけないというときに、中で、これは町がプレミアム券を発行してくれとお願いしたわけで、両方の協議でやはり商工会のメンバーの発展、あるいは住民の方のという両方の面から考えられた事項ですね。これは新たな商工会に対する追加補助金みたいな感じですよ、考え方によってはですよ。そこらあたりをどういうふうに我々が予算を考え配分しているときに考えなきゃいけないかという、慎重にしていきたいなとお願いをして、終わります。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

これ先ほどもお願いしましたように、商工会会員以外の方もこれに参加していただくということで広範囲的に、その手續等がやっぱりどうしても事務的には多くなってくると思いま

す。その辺も含んで、今回、こういう形で検討させていただきました。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

今回、500千円の追加といいますか、補助金をつけられたわけですが、これは500千円は、私はこの生活対策臨時交付金であるのかなと思っています。だけど、町のお金を出すと、一般財源から出すということになっているようですが、その辺はどのような判断なのかですね。この交付金でやればいいのかというふうなことも考えられるんですけども、そこを説明ください。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

当初3,000千円については臨時交付金の対応で行うということで県のほうに申請している額になっておりますので、新たにこの分を追加した分についてはその枠に入っていないということで、単独の事業という形をとらせていただいております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

簡単なことです。商品券の1枚当たりの額面の金額と、有効期限、期間、あるのかないのか、永久にあるのか、お願いします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

現段階まだその細かいところまでは詰めておりません。まず受け付け業務とか、そういう内容を今商工会のほうでは検討されておりますけれども、できれば、うちの定額給付金と一緒に発行できないかというところまではちょっとお願いをいたしております。

副議長（池田 実君）

原議員。

11番（原 三夫君）

1つだけお伺いしますけど、今回、基山のほうから500千円補助が新たなあれを組んだんですが、商工会があと500千円出すと。そういうことのございますけど、このプレミアム商品券の使う分野といたしますか、これは全業種に使えるような商品券ということではないんですかね。基山町の商店街とか、商工会組合員の店だけでしか使えないとか、そうじゃなくして、全業種に、食堂であれ、床屋さんであれ、何でもできると、税金以外は、そういうことですかね。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

先ほども言いましたように、組合員だけでなく、組合員以外もしております。ただ、業種がどこまでの範囲をとられるかというのは、ちょっとうちのほうからは把握しておりません。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）

これは基山外の方もその商品券を買えるということですね。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

基山町外の方も購入はできますけれども、使用が基山町内に限定されるということになります。

副議長（池田 実君）

じゃ次に行きます。

8款3項3目。片山議員。

5番（片山一儀君）

これは点検業務委託料は、どこに委託をされるようにお考えでしょうか。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

いえ、まだどこに委託するという事は決まっております。

副議長（池田 実君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

それぞれの総合公園、それから、児童公園も点検があると（「マイク」と呼ぶ者あり）これから児童遊園も点検をされますね。チェックリストをこうつくられて、技術的なものもあると思う。チェックリストをつくられて、できればこれ地域の高齢者だとか、老人クラブだとか、できればそういうことであることによって地域の人の生きがい、町長がおっしゃっている協働というのがよりなるんじゃないかという観点で、決まられていなかったら、そこらあたりも考慮に入れていただいてチェックできればなど。大体技術的なことで難しいことがあるかもしれない。それはこういうことをすればいいよというチェックリストをつくれればできるでしょうし、町民の中にはいろんなテストハンマーだけで点検をしてきた方もおられるかも知りませんので、できればシルバー人材センターの活用とか、あるいはその地域の住民の方とか、これ中央公園になっていますから、それ以外の児童公園もありますので、そういう御配慮をいただけないかなということをお願いして、終わります。

副議長（池田 実君）

松石議員。答弁する。（「要望です」と呼ぶ者あり）要望ね。答弁があれば。（発言する者あり）まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

この総合公園等遊具点検業務でございますけど、遊具の点検は、ただ見た目、ハンマーでたたいてというよりも、むしろ技術的なものが非常に大事なものだと思っていますので、遊具の専門業者をお願いすることになるだろうと思っています。

副議長（池田 実君）

松石議員。

10番（松石信男君）

都市公園の遊具の修理と修繕ということで3,140千円全部交付金で賄われる。事業的には21年度中にやられるということになると思いますが、具体的に都市公園と児童公園とは違いますよね。まず都市公園、どことどことどことまず言ってください。そんなに多くはないで

す。

それと、具体的にどういうふうな修繕、もしくは新設も考えてあるかもしれませんが、いや、それは点検してからだということになるかもしれませんが、考え等あれば説明してください。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

都市公園といわゆる遊園地とはまた違います。都市公園は、例えば総合公園——ちょっと宙には覚えていないですけど、総合公園と中央公園、それから、氏林の児童公園、玉虫の児童公園、それから伊勢前児童公園、それと、けやき台ではいろいろな児童公園と北部公園、また小さい公園もありますけど、主なものはそういうものでございます。

それと、修繕ですけど、遊具ばかりじゃございません。ベンチとか、あるいはトイレの修繕等も今回計画をいたしております。

副議長（池田 実君）

じゃ次に行きます。

9款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

じゃ最後に、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

以上で第25号議案に対する質疑を終わります。

次に、第25号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（池田 実君）

ないようですので、討論を終わります。

次に、第25号議案の採決を行います。第25号議案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（池田 実君）

全員起立と認めます。よって、第25号議案は原案どおり可決しました。

本日の会議は以上をもちまして散会いたします。

～ 午前11時48分 散会 ～